

## 住民異動届の際に 本人確認を行います

最近、他人が本人になりすまして住民票を異動し、健康保険証や住民票の写しなどを不正に取得し、借金などに悪用される事件が全国的に相次いでいます。

このため、住民異動届（転入・転出・転居など）を受理する際には、写真付きの身分証明書等の提示を求め、本人確認をすることになりました。

上三川町においても、4月の届出の受付から本人確認を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

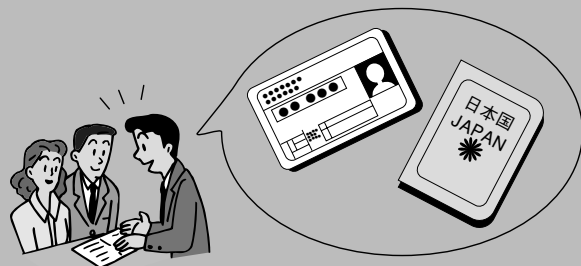
### ●本人確認を必要とする届出

転入・転出・転居・世帯変更など、住所の変更に関する届出

### ●本人確認をする書面

運転免許証・パスポートなど写真付きの身分証明書

※写真付きの身分証明書を持っていない場合は、



健康保険証、年金手帳などを提示してください。

### ●代理人が届出を出す場合

従来どおり、本人自筆の委任状のほか、代理人が代理人本人であることの確認できる書面（運転免許証など）を提示していただきます。

### ●本人確認をする書面がない場合

本人確認をする書面がなく、本人確認ができなかった場合は、届出があったことを本人あてに郵送で通知します。

※婚姻届、離婚届、養子縁組（離縁）届も、これまで同様本人確認をさせていただきます。

▼問い合わせ先＝住民課 総合窓口係

☎ 669125

## 「写真付き住基カード」は、 公的な身分証明書になります

平成15年8月から交付するようになった住民基本台帳カード（住基カード）は、写真付きカードを希望した場合は、公的な身分証明書として利用することができます。

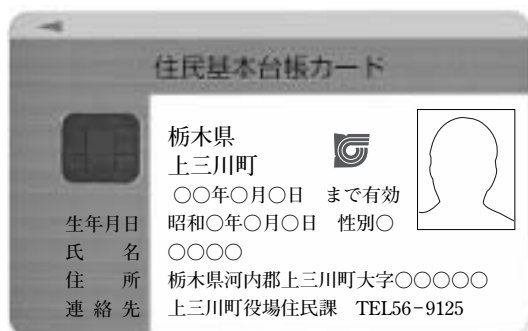
住基カードの交付を希望される人は、次のものをご用意し、住民課で手続きをしてください。

### ●持参するもの

写真1枚（運転免許証やパスポート申請に使用するサイズ）、写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）、印かん

### ●写真付きの身分証明書がない場合

本人あてに照会書を郵送で送付しますので、そ



ちらが届いたら回答書欄に記入したものをお持ちください。

その際に、本人の名前が記載された書面を持参してください。

※本人の名前が記載された書面とは、健康保険証、年金手帳（証書）、老人医療受給者証などです。

### ●代理人が申請する場合

本人あてに照会書を郵送で送付しますので、そちらが届いたら、回答書欄に登録を申請する本人に自書してもらい、代理人の欄に役場に申請に来る人の住所、氏名を記載したものをお持ちください。

その際に、申請者本人の名前が記載された書面と、代理人が代理人本人であることが確認できる書面（運転免許証など）を持参してください。

### ●有効期限

交付日から10年です。ただし、町外に転出した場合は、転出日となります。（引き続き交付を希望する場合は、転入先の市町村で新たに交付の手続きをしてください。）

### ●手数料

1件500円です

▼問い合わせ先＝住民課 総合窓口係 ☎ 669125

# 国民年金

第1号被保険者の皆さん！  
保険料の納め忘れは  
ありませんか？

## 前納制度

国民年金には、保険料を一括して納めることのできる前納制度があります。前納の最大のメリットは、保険料が割引になることです。また、毎月納める手間が省けるとともに、納め忘れを防ぐことができます。

1年間前納（平成17年度額）  
2,890円割引  
6か月前納（平成17年度額）  
660円割引

※年度途中からの前納もできますので、希望される人は社会保険事務所へお問い合わせください。

納付方法Ⅱ前納の納付書が、毎年4月に毎月分の納付書と一緒に送付されますので、お近くの金融機関かコンビニエンスストアで納めてください。

## 今年度からの新制度（4月1日から新設・適用）

### 口座振替に早割が追加

現金（納付書）で納めていた人、又は口座振替（翌月振替）をされていた人が、当月末に口座振替することで、月額40円の割引がされる制度（早割）ができました。

早割りする場合には、申請が必要になります（現在、毎月口座振替をしている人は、改めて変更の申請が必要です）。

また、早割を申込みされた場合、通常より1か月前に振替えることになるため、初回に限り、2か月分（前月分、当月分）を振替えさせていただきます場合もあります。

### 通常の口座振替から早割制度への変更例

	通常の口座振替	早割制度
4月分	5月末日引落し	4月末日引落し
5月分	6月末日引落し	5月末日引落し
6月分	7月末日引落し	6月末日引落し

※4月中に手続きをした場合、4月分と5月分が、5月末日に引き落としになります。

## 納付方法Ⅱ（4月1日から新設・適用）

納付方法Ⅱ申込用紙に必要な事項を記入し、預（貯）金通帳、通帳届出印、年金手帳又は納付書を持参の上、希望する金融機関・郵便局・社会保険事務所まで手続きをします。申込用紙は、社会保険事務所で請求するほか、社会保険庁のホームページ（<http://www.sia.go.jp>）からダウンロードすることができます。

### 第3号被保険者の 特別届出の実施

●第3号被保険者の届出を忘れずに！

過去に第3号被保険者の届出を忘れたために、年金受給額が低額となったり、受給資格が得られないという場合があります。これまで、遅れて届出をすると過去2年間しか保険料納付済期間として算入されませんでしたが、今回の改正により、特別の届出をしていただくことにより、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

### ●過去に届出済の人は…

過去に第3号被保険者の届出を、2年以上遅れたために第3号被保険

者の期間ではあるが、未納扱いとなっている期間がすでにある人は、自動的に保険料納付済期間に変更されますので、特別の届出の必要はありません。また、これに該当し年金受給中の人は、年金額が自動的に改定になりますので、手続きの必要はありません。

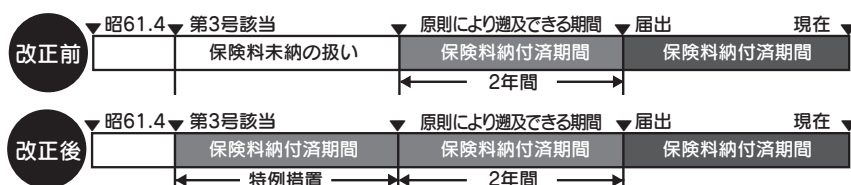
▼問い合わせ先  
社会保険事務所

☎028(622)4222

### 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の人に対して、国民年金制度の発展過程で生じた特別な事情を考え、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が創設されました。

給付金の支給対象になる人は、住





# \* \* 車社会の「子育ての必需品」! \* \*

## チャイルドシート購入費補助事業はじまる

チャイルドシートを購入される町民の人に、子育てに要する経費の軽減と、乳児の乗車中の事故による被害の軽減を図ることを目的に、購入経費の一部を補助します。

### 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす人です。

- ①扶養する乳児は、平成17年4月1日以降に出生した乳児で、チャイルドシート購入時に1歳未満であること。
  - ②道路運送車両法の保安基準に適合するチャイルドシートであること。
  - ③購入日及び申請日に、保護者と該当乳児が町内に住所を有していること。
- ※ただし、出産前に購入した場合は、購入日に保護者が町内に住所を有していること。

### 補助額

購入価格（消費税及び地方消費税を含む）の1/3（100円未満切捨）。ただし上限は1万円です。

### 補助回数

乳児1人につき1台で、1回に限ります。



### 必要書類等

- ①補助金交付申請書
  - ②チャイルドシート購入の領収書  
（購入日、商品名、購入者の記入のあるもの・購入者は保護者です。）  
カードで購入された場合、利用控及び利用票も必要です。
  - ③品質保証書等チャイルドシートの品名、型式がわかる書類（コピー可）
  - ④保護者と乳児の住民登録がわかる書類  
（保険証、住民票など）
  - ⑤印かん
- ※④は、申請書下段の同意書を提出いただければ必要ありません。  
※訂正の時は訂正印をお願いします。  
（修正液は使用しないでください。）

### 申請方法

補助金交付申請書に上記の必要書類を添付し、役場1階の健康福祉課児童福祉係に申請してください。

### 申請期限

チャイルドシートの購入日から1年以内です。

### その他

補助金の振込みは、申請から概ね1か月くらいかかります。

（振込前に決定通知書を送付します。）

※審査の結果、補助金の交付要件を満たしていない人には、却下通知書を送付します。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 児童福祉係  
☎ 569130



青山誠邦収入役



野沢美範助役

助役に野沢美範氏が  
収入役に青山誠邦氏が  
就任

4月1日付で、助役に野沢美範氏（西汗下）、収入役に青山誠邦氏（東蓼沼西）が就任しました。

野沢氏は、町議会事務局長、福祉課長、企画課長歴任後、平成12年1月に収入役に就任し、今回退任した渡辺清前助役の後を受けての就任となりました。

青山氏は、町環境衛生課長、総務課長を歴任後、助役に就任した野沢前収入役の後を受けての就任となったものです。